

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和4年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等
に伴い、職員の定年年齢の段階的な引上げ及び役職定年制（管理監督職勤務
上限年齢制）の導入その他所要の改正を行うため、本案を提出するものであ
る。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備等に関する条例

(東村山市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 東村山市職員の定年等に関する条例（昭和60年東村山市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2及び第28条の3」を「。以下「法」という。）
第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の
6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付
する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「、第2条」を「第2条」に、「の各号のいずれかに該当
する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかか
わらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職

日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「当該職員の同意を得て」を「これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

本則に次の 3 章を加える。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、東村山市職員の給与に関する条例（昭和 32 年東村山市条例第 8 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際に、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員以外の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員以外の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員以外の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年東村山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年東村山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第

3号とする。

第3条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(東村山市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 東村山市職員の懲戒に関する条例（昭和32年東村山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「範囲で」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和31年東村山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第8条第1項第1号及び第6項並びに別表第2の1備考第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 東村山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年東村山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 東村山市職員の定年等に関する条例第9条第1項の規定により異動期間（同条第2項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

（東村山市職員互助会に関する条例の一部改正）

第7条 東村山市職員互助会に関する条例（昭和41年東村山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

（東村山市職員の再任用に関する条例の廃止）

第8条 東村山市職員の再任用に関する条例（平成13年東村山市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（東村山市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例第1条による改正前の東村山市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例第1条による改正後の東村山市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第

- 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、任命権者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の任命権者が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該任命権者が定める職にあつては、任命権者が定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（東村山市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない

範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除

く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び第6条から第8条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が常

時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第 8 条において同じ。)に達しているもの(新条例第 1 2 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。
(令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢)

第 5 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 4 条又は第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和 3 年改正法附則第 4 条又は第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の任命権者が定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該任命権者が定める短時間勤務の職にあっては、任命権者が定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢

引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該任命権者が定める短時間勤務の職にあつては、任命権者が定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例第2条の規定による改正後の東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例第3条の規定による改正後の東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第2項第1号に規定する採用された職員とみなす。

（東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例第5条の規定による改正後の東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（東村山市職員互助会に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例第7条の規定による改正後の東村山市職員互助会に関する条例第2条第1項第3号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(その他の経過措置の規則への委任)

第14条 附則第2条から第8条まで及び附則第10条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備等に関する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

第1条（東村山市職員の定年等に関する条例の一部改正）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規

旧 条 例

第1条（東村山市職員の定年等に関する条例の一部改正）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が、第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

新 条 例

定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

旧 条 例

その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、当該職員の同意を得て1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

新 条 例

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、東村山市職員の給与に関する条例（昭和32年東村山市条例第8号）第16条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定める

旧 条 例

3 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

4 (略)

新 条 例

もののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員他の職への降任をする際に、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管

旧 条 例

新 条 例

理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことできない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

旧 条 例

新 条 例

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

旧 条 例

新 条 例

附 則（昭和60年東村山市条例第7号）

（定年に関する経過措置）

3. 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4. 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるも

旧 条 例

附 則（昭和60年東村山市条例第7号）

新 条 例

のとする。

第2条（東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

（任命権者の報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

（1）～（11）（略）

第3条（東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

（派遣団体）

第2条（略）

（1）（略）

（2）・（3）（略）

（派遣職員）

第3条（略）

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1

旧 条 例

第2条（東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

（任命権者の報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

（1）～（11）（略）

第3条（東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

（派遣団体）

第2条（略）

（1）（略）

（2） 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

（3）・（4）（略）

（派遣職員）

第3条（略）

2（同左）

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1

新 条 例

項の規定により採用された職員を除く。)

(2)～(5) (略)

3 (略)

第4条 (東村山市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で、その発令の日に受ける給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の5分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第5条 (東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

(1週間の正規の勤務時間)

第2条 (略)

2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 (略)

(週休日及び勤務時間の割り振り)

旧 条 例

項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)

(2)～(5) (略)

3 (略)

第4条 (東村山市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の5分の1以下を減ずるものとする。

第5条 (東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

(1週間の正規の勤務時間)

第2条 (略)

2 地方公務員法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 (略)

(週休日及び勤務時間の割り振り)

新 条 例

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で、勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、規則で指定する業務に従事する職員の始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して当該職員の正規の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、前条第2項の規定に基づき定める時間）となるように当該職員の正規の勤務時間を割り振ることができる。

（特定職員の週休日及び勤務時間の割り振り）

第4条 （略）

2 任命権者は、前項の規定により、週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。

（年次休暇）

第8条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は1年におい

旧 条 例

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で、勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、規則で指定する業務に従事する職員の始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して当該職員の正規の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分（再任用短時間勤務職員にあつては、前条第2項の規定に基づき定める時間）となるように当該職員の正規の勤務時間を割り振ることができる。

（特定職員の週休日及び勤務時間の割り振り）

第4条 （略）

2 任命権者は、前項の規定により、週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。

（年次休暇）

第8条 （同左）

新 条 例

て次の職員の区分に応じて当該各号に定める日数とする。

(1) 次号に定める職員以外の職員 20日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、任命権者が定める日数）

(2) (略)

2～5 (略)

6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第4項の規定の適用については、任命権者は、その者の勤務時間を考慮し、常勤の職員との均衡を失しない範囲で、必要な調整を行うことができる。

7 (略)

別表第2の1

忌引休暇

	親族	日数	
		血族	姻族
	(略)	(略)	(略)
備考	1 (略)	2 日数は、その事実を知った日から起算し、週休日（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、常勤の職員との均衡を考慮して任命権者が必要と認めた週休日）及び休日は、含まない。	
	3 (略)		

第6条（東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

（育児休業をすることができない職員）

旧 条 例

(1) 次号に定める職員以外の職員 20日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、任命権者が定める日数）

(2) (略)

2～5 (略)

6 再任用短時間勤務職員に対する第4項の規定の適用については、任命権者は、その者の勤務時間を考慮し、常勤の職員との均衡を失しない範囲で、必要な調整を行うことができる。

7 (略)

別表第2の1

忌引休暇

	親族	日数	
		血族	姻族
	(略)	(略)	(略)
備考	1 (略)	2 日数は、その事実を知った日から起算し、週休日（ <u>再任用短時間勤務職員</u> にあつては、常勤の職員との均衡を考慮して任命権者が必要と認めた週休日）及び休日は、含まない。	
	3 (略)		

第6条（東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

（育児休業をすることができない職員）

新 条 例

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 東村山市職員の定年等に関する条例第9条第1項の規定により異動期間(同条第2項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(4) (略)

第7条 (東村山市職員互助会に関する条例の一部改正)

(構成員)

第2条 互助会は、次の各号に掲げる東村山市の職員をもって組織する。

(1)・(2) (略)

(3) 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(4) (略)

2・3 (略)

旧 条 例

第2条 (同左)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

第7条 (東村山市職員互助会に関する条例の一部改正)

(構成員)

第2条 (同左)

(1)・(2) (略)

(3) 地方公務員法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(4) (略)

2・3 (略)